

暮らし豊かに ここが輝く都市

平成11年 3/15 (1999年) No.1096 発行: 東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170-8422 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

としまテレホンガイド

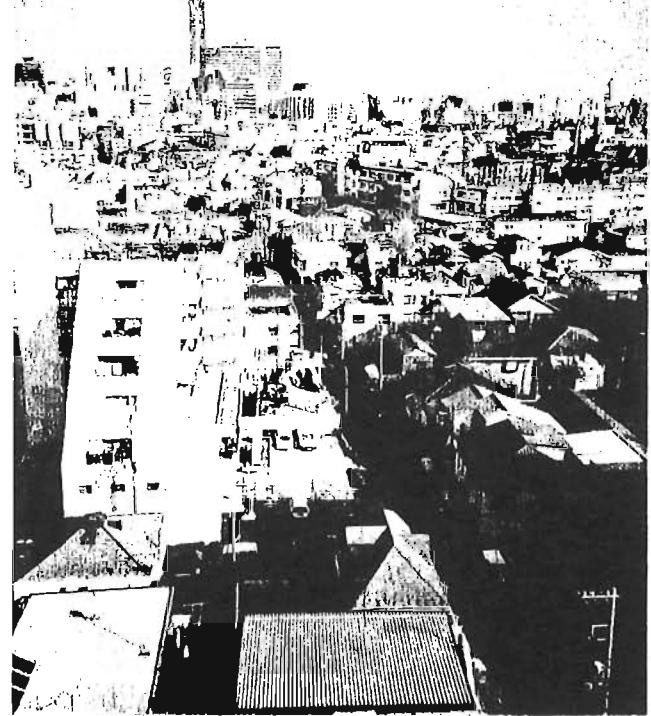
区の施設や手紙について、24時間、ファックス・音声で案内をしています。「広報としま」の縮小版もファックスで取り出せます。

☎ 3986-9811

△詳細…広報係 ☎ 3981-4144

RICOH 古紙配合率90%再生紙を使用しています

アメニティ形成指針で美しい街並みを



現在の沿道の街並み

(1) 坪の禁止 / 沿道には坪を設置しない。それ以外の道路では、ロック坪等地震のとき危険な坪は設置しない。

(2) 駐車場入口 / 歩行者の歩きやすさを妨げず、街路樹や緑が連続するよう配置し、道路に面しては3台以上の駐車場を設けない。

(3) ごみ置き場と自転車駐車場 / 集合住宅や集合施設では、道路から見えないように、敷地内に設置する。

(4) 高齢者や身体障害者などの方が使いやすいように、福祉のまちづくり整備に配慮する。

(5) 工作物

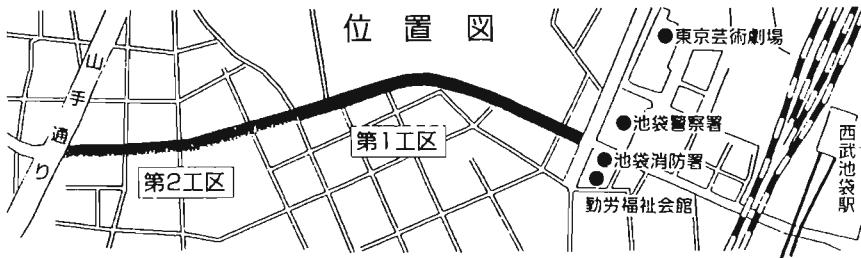
第17号線（幅員20m・延長約900m）に接する敷地です。

特別推進地区の範囲

都市計画道路補助第17号線の事業施行に伴い、この沿道の街並みが大きく変化することが想定されます。区では、この沿道の景観や住環境を安らぎと潤いに満ちた都市空間にするため、都市計画道路に接する敷地を「アメニティ形成特別推進地区」に指定し、近隣の皆さんとともに快適なまちづくりを進めていきますので、ご理解、ご協力をお願いします。

都市計画道路 (補助第172号線沿道) のアメニティ

△詳細…アメニティ推進担当課 ☎ 3981-2462



位置図

平成2年に区と地域住民で取り交わした「まちづくり協定」を踏まえ、長い間地域で活動を続けている「立教大学地区まちづくり協議会」の皆さんと協議し、検討を重ねました。さらに沿道に接する地権者の皆さんのご意見を伺い、現況調査を実施し、豊島区アメニティ

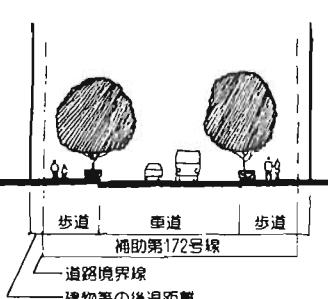
アメニティ形成指針の策定までの経緯

「アメニティ形成指針」の答申を経て、「アメニティ形成指針」を策定しました。この間、計画道路の第1工区では平成10年8月12日に建築基準法第42条第1項第4号に指定が告示され、建て替え等の計画が動き始めました。(上岡参照)

アメニティ形成条例第6条に基づき所定の届出が必要です。計画の早期段階から協議を行いますので、該当する方は早めに当課へ連絡してください。沿道地権者の皆さんには、4

月に「アメニティ形成指針」を送付する予定です。また、昨年7月以降この沿道で新たに土地の所有権を取得された方は、ご連絡ください。

特別推進地区内で建築行為等を行う方へ



雑司が谷旧宣教師館が東京都指定文化財になりました

「豊島区立雑司が谷旧宣教師館」(雑司が谷1の25の5)が、去る3月31付で「旧マッケーレブ邸」(雑司が谷旧宣教師館)として東京都指定有形文化財(建造物)となりました。

この建物は、明治40(1907)年にアメリカ人宣教師J・M・マッケーレブが白洋風建築であるため、平成4年以來区の指定有形文化財となっていましたが、都内でも数少ない明治期の宣教師館として建築したものでした。区内に現存する最古の近代木造洋風建築であるため、平成4年以來区の指定有形文化財となることから、このたび広く都民に公開することを目的と

して都の指定を受けました。



△開館時間：午前9時～午後4時30分△休館日：毎週月曜日、毎月第3日曜日、祝日の翌日、年末年始

△詳細…文化財係 ☎ 3981-1190、当館 ☎ 3981-4081
1・11・90、当館 ☎ 3981-4081
5・4・081
1・11・90、当館 ☎ 3981-4081
5・4・081

③透水性／敷地内の歩道状空地や、まちかど広場は透水性舗装とし、敷地内の雨水桟は浸透桟

として、地下水が自然に染み込むようにする。

委員	委員長	職名	氏名
小池 兼雄	菅原 啓二	広部 敏政	藤ヶ谷 政明
上池袋2の2の17 401	南長崎3の37の11 401	要町2の12の11 401	東郷5の19の2
所	所	所	所

選挙管理委員会の委員長が変わりました

本年3月5日に行われた選挙管理委員会において藤ヶ谷政明氏が委員長に、広部敏政氏が委員長代理に就任しました。選挙管理委員会の構成は、次のとおりです。

① 敷地の緑化／敷地規模に応じて一定以上の緑化を行う。

② 屋上の緑化／都市の温暖化現象の低下等のため積極的に活用する。

③ 広告物の高さの制限／日照や景観などに悪影響を与えないように、その高さは建築物のルールを定める。

④ 広告物／道路への飛び出しは禁止されています。

⑤ 建築物等／受水槽、変圧器、空調室外機等は、道路から見えないように工夫する。

⑥ 建築物の大きさ等／建物や地面に固定される広告物はその面積を制限し、照明形態や色彩も

規制する。

⑦ 公開空地等

⑧ 歩道空地／建物の後退によ

つて生み出された空地は歩道状

空地として、歩行者が歩けるよ

うにする。

⑨ まちかど広場／交差点部分や

余裕がある部分は広場を設置し、

道路空間に余裕をもたらせる。

●「広報としま」は、新聞折り込みで配布しています。そのほか出張所などの区施設、区内の駅、公衆浴場などに置いてあります。

皆さんへ

高齢者福祉センター・ ことぶきの家の事業を 充実します

高齢者福祉センター・ことぶきの家は、60歳以上の高齢者の方々に、いこいの場として、また健康増進、趣味活動等の場として利用していただいている。本年4月から、これまでの基本事業に加えて、地域福祉の拠点として、より一層の福祉サービスを提供できるよう、各種事業の充実を図ります。同時に住民参加を進める目的で16館を下記の3つの役割・機能に整備します。

リハビリ事業



ご利用になるときは

60歳以上の区民の方なら
どなたでも利用できます

休館日と開館日時

土・日曜日も開館しています

休館日 祝日、館内整理日、年末年始

開館時間 午前9時～午後5時

※療浴室のご利用は、毎週月～金曜日の午後1時～4時です。

在宅介護支援センターを 併設する館

〈館名〉

高齢者福祉センター、駒込ことぶきの家、南長崎第一ことぶきの家、高松ことぶきの家

（内容）

- ・従来どおりいこいの場と生きがい活動の場です。
- ・虚弱者向け、各種事業を行います。
- ・在宅介護支援センターで、保健・福祉サービスの相談を受けたり、情報提供を行います。また、サービスの利用申請の手続もします。

虚弱者向け事業を 充実していく館

〈館名〉

巣鴨ことぶきの家、南大塚ことぶきの家、西池袋ことぶきの家、池袋ことぶきの家、南長崎第二ことぶきの家、要町ことぶきの家

（内容）

- ・従来どおりいこいの場と生きがい活動の場です。
 - ・引きこもりがちな虚弱な高齢者の方々のために、外出の機会を増やし、健康や機能を維持できるよう、各種事業を行います。
- ※巣鴨ことぶきの家は開館以来自主運営を行っています。

自主運営を 進める館

〈館名〉

西巣鴨ことぶきの家、上池袋ことぶきの家、長崎ことぶきの家
※池袋本町ことぶきの家、東池袋ことぶきの家、高田ことぶきの家は、平成12年度から実施します。

（内容）

- ・いこいの場と生きがい活動の場として、地域住民の皆さんの参加による行事の企画、実施等施設運営に取り組みます。
- また、地域で公募した指導員が中心となり、事業運営に当たります。

リハビリ事業

心身の状態によって、自宅に引きこもりがちな方のためにリハビリーションや、趣味活動等を通して心身の機能の維持を図りながら社会生活を楽しめるよう支援しています。

※送迎はありませんがご相談ください。

〈館名〉

巣鴨ことぶきの家、南長崎第二ことぶきの家、要町ことぶきの家

※高齢者福祉センター、西池袋ことぶきの家も従来どおり行っていますのでご利用ください。

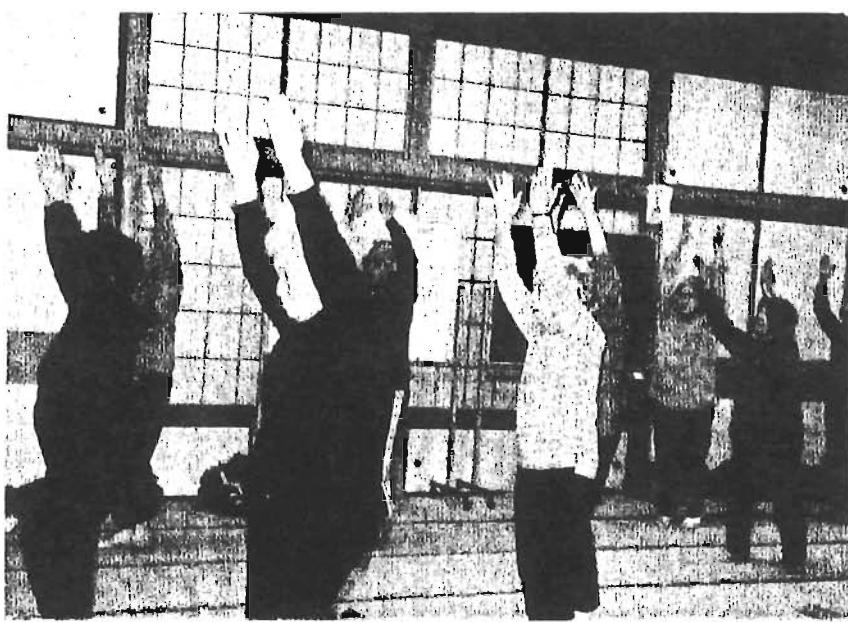
家族等付き添い入浴

一人での入浴が困難な方のために、ご家族等介護する方の付き添いで、療浴室を貸切りで利用できます。利用方法については、直接ご相談ください。

〈館名〉

高齢者福祉センター、駒込ことぶきの家、巣鴨ことぶきの家、南大塚ことぶきの家、池袋ことぶきの家、南長崎第一ことぶきの家、南長崎第二ことぶきの家、要町ことぶきの家、高松ことぶきの家

※利用される方の状態によってはお断りする場合があります。



▲体操教室

館名	教室名・内容	実施日	募集	館名	教室名・内容	実施日	募集
高齢者福祉センター 南池袋3-5-12☎3984-5896	「さわやか体操教室」 ストレッチを中心とした簡単な体操	毎週水曜 午前	随時	長崎ことぶきの家 長崎2-27-18☎3554-4411	「フレッシュアップ体操」 軽度・中度のエアロビクス	毎月第3木曜 午前	
駒込ことぶきの家 駒込2-2-4☎3917-9873	「私の生活体操」 これからの健康づくり入門	毎月第1・3金曜 午後、毎月第2・4金曜 午前		要町ことぶきの家 要町3-7-10☎3959-2281	「太極拳」 初級・中級の太極拳	毎月第2金曜 午前	
上池袋ことぶきの家 上池袋3-13-5☎3576-6916	「わくわく体操」 指先体操、リズム体操	毎月第2・4水曜 午前			「レクリエーションダンス」 曲に合わせた無理のないダンス	毎月第1・3火曜 午前	随時
	「レクダンス」 レクリエーションダンス	毎月第1・3木曜 午前			「シニアエアロビクス」 高齢者向けのストレッチ	毎月第1・3水曜 午前	
東池袋ことぶきの家 東池袋2-38-10☎3971-0781	「リフレッシュ体操」 楽しく体を動かしましよう	毎週金曜 午前		高松ことぶきの家 高松2-25-9☎3973-0032	「リラックス体操」 体操、ゲーム、フォーワンス	毎月第1・3水曜 午前	
西池袋ことぶきの家 西池袋2-37-4☎3980-0088	「いきいき体操」 ストレッチ体操	毎月第1・2・4水曜 午前			「ヨガ教室」 呼吸・めい想を中心とした予防体操	毎月第2・4月曜 午前	
	「リズムトレーニング」 楽しみながら体を動かそう	毎月第3月曜 午後			「肩こり腰痛体操」 自強術を中心とした予防体操	毎週金曜 午前	
池袋ことぶきの家 池袋2-24-17☎3982-9658	「体操教室」 高齢者向けの体操とフォーワンス	毎週木曜 午前		巢鴨ことぶきの家 巢鴨3-15-20☎5974-5464	「健康新体操」 ストレッチ体操	毎週火曜 午前	3月17日から参加受付
池袋本町ことぶきの家 池袋本町3-9-4☎3986-0041	「のびのび体操」 軽いストレッチ	毎月第1・2月曜 午前		西巣鴨ことぶきの家 西巣鴨2-35-3☎3918-4197	「健康新体操」 ストレッチカラリズム体操	毎月第2・4水曜 午後	
	「らくらく体操」 軽い体操	毎月第3・4月曜 午前		「ストレッチ体操」 ストレッチを中心に高齢者向け体操	毎月第1・3水曜 午後		
高田ことぶきの家 高田2-11-2☎3988-8601	「高田体操教室」 全身のストレッチでリフレッシュ	毎月第1~3火曜 午後		南大塚ことぶきの家 南大塚2-36-1☎5976-4399	「体操教室」 体操とフォーワンス	毎週火曜 午前	
南長崎第二ことぶきの家 南長崎6-20-15☎3950-8676	「リフレッシュ健康体操」 より無理のないリフレッシュ体操	毎月第2・4金曜 午前		南長崎第一ことぶきの家 南長崎1-6-1☎3950-6871	「体操教室」 楽しく体を動かして全身をリフレッシュ	毎週月曜 午後	
	「体操広場」 体操、ストレッチ、レクダンス (レクリエーションダンス)など	毎週月曜 午前					

シルバー人材センターで 平成11年度会員を募集中

シルバー人材センターは、地域の公共団体や民間事業所・家庭などから仕事を請け、元気な高齢者の方が働くことを通じて社会に参加することを目的としています。区内在住のおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある方なら、どなたでも会員になります（特に技能を必要とする仕事は経験者に限ります）。

△入会手続…年会費1,000円、印鑑、顔写真2枚を持参し、ご希望の仕事を登録してください。

〈仕事の依頼もセンターへ〉

センターに電話で依頼してください。仕事の内容・条件等は職員が対応します。※発注者と会員の間に雇用関係はありません。
△問い合わせ…当センター（第二出張所2階）☎3982-9533

高齢者の 健康保持事業

健康は、ふだんからの身体の管理と適切な運動により維持されます。高齢者福祉センター・ことぶきの家では皆さん気軽に参加でき、健康保持に役立つ身体を動かすための教室を、年間を通して実施しています。

詳細は、各館へお問い合わせください。

健康保持事業

健康は、ふだんからの身体の管理と適切な運動により維持されます。高齢者福祉センター・ことぶきの家では皆さん気軽に参加でき、健康保持に役立つ身体を動かすための教室を、年間を通して実施しています。

詳細は、各館へお問い合わせください。

在宅介護支援センター

在宅介護支援センターは、在宅で何らかの援助や介護を必要とする高齢者の方やその家族の方への、保健福祉サービスに関する総合相談窓口です。

電話や面接で相談を受け、必要に応じて訪問もします。

センターでは、各種保健福祉サービスに関する情報をそろえ、それぞれの相談（無料）について最適なアドバイスをします。秘密は厳守しますので安心してご相談ください。現在、センターの事業は中央・東部・西部の各保健福祉センターの3カ所で行っています。平成12年度までに新たに特別養護老人ホームやことぶきの家など10カ所を整備する予定です。詳細は「広報としま」4月25日号でお知らせします。

